

# 禁煙治療を始めてみませんか？

禁煙の治療は、今までは自由診療(自費)で行われていましたが、2006年から健康保険等が適用されるようになりました。健康保険等の種類にもよりますが、薬剤費などを含めた治療費に対して、健康保険等から42,000円ほど(3割負担の場合)が支払われますので、自己負担額は各診察ごとに3,600円程度となります。

医療費の増大、高齢化などで財政状況の厳しい各健康保険組合がなぜ、保険からの支払いを認めているのでしょうか？

そのひとつは、もちろん健康面への影響です。たとえば35～44歳の方が、禁煙をすることにより、9年ほど寿命が延びると推計されています。もうひとつは、高い禁煙成功率です。保険治療で使用される飲み薬では、65.4%\*という高い禁煙成功率を示しており、こうした高い効果、確実性があるため、各保険組合も禁煙挑戦者に対し、何万円も負担し、その治療を応援しているのです。

\*Nakamura, M. et al. :Clin Ther 29(6):1040,2007

**保険診療ができる診察日：毎週水曜日13:30～14:30(完全予約制)**



生活習慣病内科部長  
**安藤 孝**

専門分野：内分泌性高血圧  
慶應義塾大学1994年卒業、  
医学博士、法務博士

ご予約・お問合せはこちらへ

電話予約

**04-7123-5901**

月曜日～土曜日 9:00～16:00

ただし、祝日および病院指定休診日を除く

**kikkoman** 

キッコーマン総合病院

〒278-0005 千葉県野田市宮崎100

電話04(7123)5911(代) FAX 04(7123)5920

<http://hospital.kikkoman.co.jp/>